

1. 背景

第2期志摩市創生総合戦略は、令和元年度末をもって第1期の総合戦略の計画期間が終了し、今後、さらなる人口減少対策に取り組むべく、令和2年度から令和6年度の5年間に講ずる具体的な施策を定めるものとして策定した。

令和3年3月、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする第2次志摩市総合計画・後期基本計画が策定されたことを受け、上位計画に位置付けられる総合計画との整合性を確保するため、KPIや具体的な取り組みなどについて一部改訂を行った。

2. 現状における課題

(1) 作業の重複

総合計画と総合戦略は、整合性を確保するため、内容が重複している部分が少なからずあり、策定作業や進捗管理、効果検証、改訂等で、共通する作業が多く、別々に実施する場合には、それらの作業を別に行うこととなり、業務量が増大する。

(2) 計画期間の相違

総合戦略は、令和2年度から令和6年度の5年間、総合計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間としており、次期総合戦略の策定の1年後には、次期総合計画を策定することとなる。

このことが、双方の関係の複雑化、進行管理の手間などの課題の原因になっている。

また、総合戦略に位置付けた事業が1年後、財政状況や社会情勢の変化等の事情により、総合計画に位置付けられない場合、総合戦略の残りの4年間の実効性の確保が困難となるなどの問題点もある。



3. 総合計画と総合戦略を一体化することによるメリット

(1) 総合計画との整合性

総合計画に総合戦略を包含させ、計画内容を一体化することにより、双方の関係性が明確となり、総合計画と整合性の取れた総合戦略とすることが可能となる。

(2) 業務量の削減

計画を別に策定することに伴う、進捗管理等が別に発生することの解消につながるため、業務量の削減が可能となる。

また、総合計画と総合戦略の計画期間を同一の期間とし、策定作業等を一体化することにより、業務量の削減が可能となる。

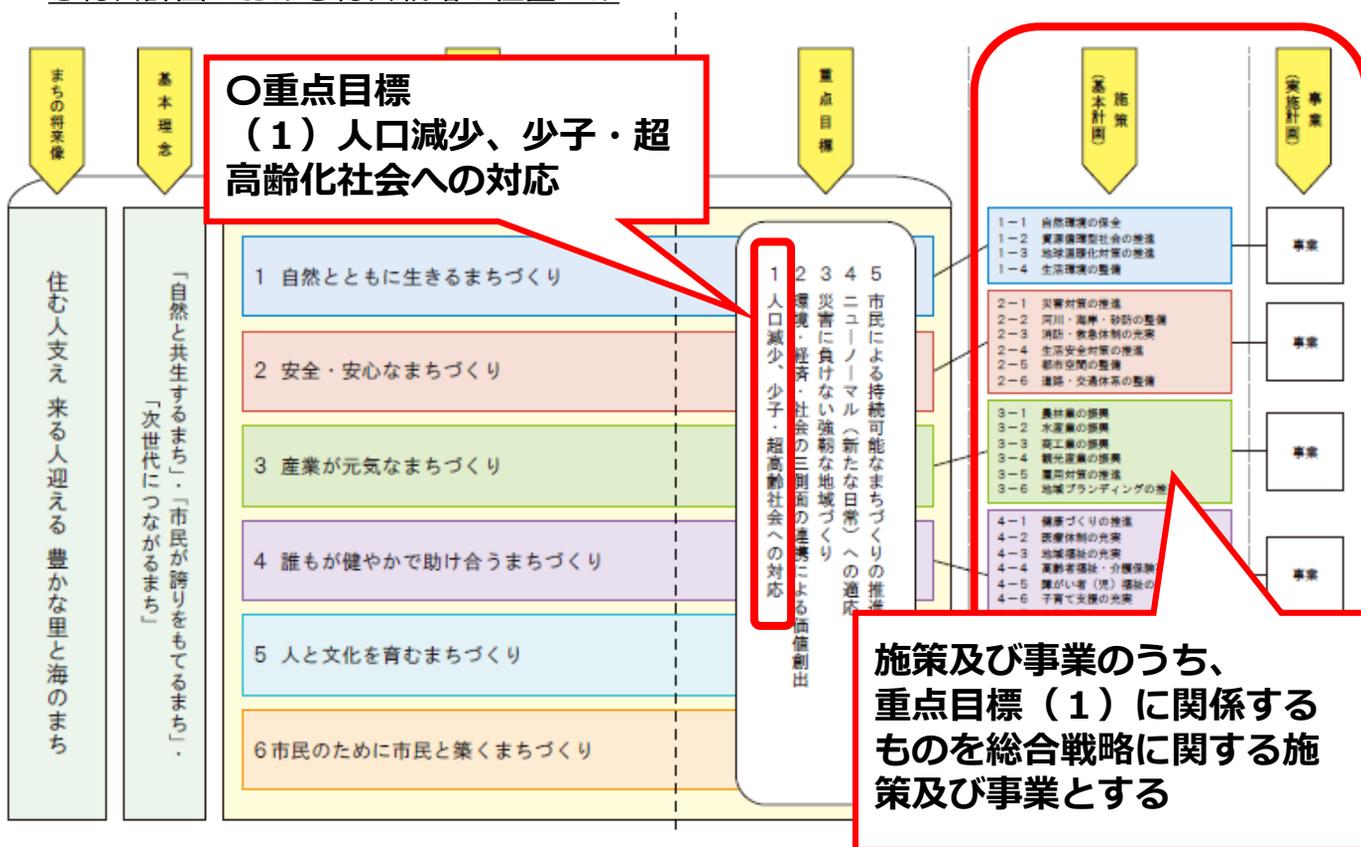
4. 一体化案

・第2期志摩市創生総合戦略の計画期間が令和6年度までとなっているため、総合計画と1年間の差異が生じている。

このため、現行の総合戦略を1年間延長し、総合計画へ包含することにより、第2次志摩市総合計画と一体化を図る。

- ・総合計画へ、「第4章 志摩市総合創生戦略」を追加する。
- ・基本的な考え方、基本目標等は「第2期志摩市創生総合戦略」を継承することとし、具体的な施策については、総合計画の重点目標の「(1)人口減少、少子化・超高齢者社会への対応」に位置付けられた施策とする。
- ・総合戦略の基本目標に対するKPIは、計画期間の延長に応じた変更を行い、各施策におけるKPIについては、総合計画で設定したものを基本とする。ただし、地方創生に関わる重要な指標については、総合戦略から引き続き設定するものとする。

○総合計画における総合戦略の位置づけ



○第2次志摩市総合計画

重点目標(1)
「人口減少、少子・超高齢社会への対応」
に関する施策、KPI

○第2期志摩市創生総合戦略

- ・政策分野と基本目標 ⇒ 引き継ぐ
- ・基本的方向性 ⇒ 引き継ぐ
- ・具体的な施策 ⇒ 総合計画より抜粋
- ・KPI ⇒ 計画期間の延長による見直しを行う他、一部引き継ぐ

一体化

○第2次志摩市総合計画

- 第1章 序論
- 第2章 基本構想
- 第3章 後期基本計画
- 第4章 志摩市創生総合戦略**
- ※具体的な取り組みは、総合計画の実施計画に記された事業とする

5. 改訂例

具体的な施策

- 1) ひとの育成
 1. 地域とつながる教育の推進
 2. 未来を創る人材を育む教育の推進
 3. 市民主体のまちづくり支援
 4. 生涯学習・スポーツの推進
 5. 健康づくり・介護予防の推進



具体的な施策

- 1) ひとの育成
 1. **自然や伝統を愛し、ふるさとを誇ることができる教育の推進**
(基本計画5-1(2))
 2. 未来を創る人材を育む教育の推進
(基本計画5-1(3))
 3. **市民活動への支援**
(基本計画6-3(3))
 4. **社会教育・スポーツの推進**
(基本計画5-2(1)、5-3(1)、(2))
 5. 健康づくり・介護予防の推進
(基本計画4-1(1)、(4)、4-4(5))

(参考) 地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き (令和元年12月版) 抜粋

○6-1 総合計画等と地方版総合戦略との関係

地方版総合戦略は人口減少克服・地方創生を目的としていますが、いわゆる総合計画等は、各地方公共団体の総合的な振興・発展等を目的としたものであり、両者の目的や、含まれる政策の範囲は必ずしも同じではありません。また、地方版総合戦略においては数値目標や重要業績評価指標(KPI)を設定することとなっていますが、こうした手法は、総合計画等においては義務付けられたものではありません。

これらの理由から、地方版総合戦略は、地方版総合戦略として策定することが必要です。

ただし、**総合計画等を見直す際に、見直し後の総合計画等において人口減少克服・地方創生という目的が明確であり、数値目標や重要業績評価指標(KPI)が設定されるなど、地方版総合戦略としての内容を備えているような場合には、総合計画等と総合戦略を一つのものとして策定することは可能**です。